

かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち 県産農産物等輸出商社支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県産農林水産物の輸出拡大を図るため、かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち県産農産物等輸出商社支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき事業を行う補助事業者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者及び補助対象経費等)

第2条 補助金の交付対象者は、以下の各号いずれにも該当しない者とする。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は視点若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者の団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に避難されるべき関係を有しているとき。
 - (5) 法人等が刑事告訴された結果、又は民事法上の不法行為を行った結果、係争中であるとき。
- 2 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

4 補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金にかかる消費税仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(決定の通知)

第4条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第5条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、別表のとおりとする。

2 規則第7条第1項の補助金変更申請書は、別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業変更計画書(別記第2号様式)

(2) 変更収支予算書(別記第3号様式)

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、補助金変更交付決定通知書(別記第6号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第7条 規則第11条第1項の規定による事業遂行状況報告については、別表によりこれを知事に報告しなければならない。

(事業の着手)

第8条 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。ただし、補助金の交付申請者(以下、「申請者」という。)が、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業を着手する必要がある場合には、申請者は、あらかじめ、知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した事前着手届(別記第8号様式)を知事に提出するものとする。

2 前項のただし書により交付決定の前に着手する場合については、申請者は、事業の内容及び補助金の交付が確実となってから着手するものとする。この場合において、申請者は交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすること、また、事業の全部又は一部が補助の対象とならないことがあり得ることを了知の上で行うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第9号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実績書(別記第2号様式)

(2) 収支精算書(別記第3号様式)

(3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了の日から1箇月を経過した日又は2月末日までのいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

4 第3条第4項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、補助事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

5 第3条第4項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、これを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、別記第10号様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書(別記第11号様式)により行うものとする。

(補助金等の交付)

第11条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第12号様式のとおりとする。

2 この要綱に基づき交付される補助金については、概算払をすることができる。

3 規則第16条第3項の補助金等概算払申請書は、別記第13号様式のとおりとする。

(個人情報保護等に係る対応)

第12条 補助事業者は、事業遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは、法令を遵守し適正な管理をするものとし、事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

(海外の付加価値税に係る還付金の納付)

第13条 補助事業者は、事業終了後に手数料等を上回る海外の付加価値税の還付が見込まれるときは、付加価値税の還付手続きを速やかに行い、手数料等を除いた還付額に係る補助金相当額を県に納付するものとする

(雑 則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条、第5条及び第7条関係）

補助対象経費	補助率又は補助額	補助事業等の内容等の変更要件	事業遂行状況報告		
			報告時点	報告期限	報告様式
<p>補助事業者が実施する、県産農産物等の海外への新規販路開拓（新規生産者又は新規品目若しくは新規販路先との取引開始）に資する取組に要する経費。</p> <p>(1) 海外での営業活動に係る旅費、賃金、通訳費・翻訳料、手数料、通言費、広報費、賃借料、使用料、資材購入費</p> <p>(2) 県内産地への海外バイヤー招へいに係る通訳費・翻訳料、バイヤー旅費・宿泊費</p> <p>(3) 効率的な輸送ルートを構築するためのテスト輸送に係る賃借料、輸送費</p>	定額	<p>補助金額の30%を超える減</p> <p>補助金額の増</p>	<p>事業年度の10月31日現在</p> <p>※交付決定が10月31日以降の場合、12月31日現在</p>	<p>事業年度の11月15日</p> <p>※交付決定が10月31日以降の場合、11月15日</p>	別記第7号様式

別記

第1号様式（第3条関係）

番 号
(元号) 年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

(元号)年度かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち
県産農産物等輸出商社支援事業補助金交付申請書

(元号)年度においてかごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち県産農産物等輸出商社支援事業を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及びかごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち県産農産物等輸出商社支援事業補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 添付書類

別記

第2号様式（第3条，第5条及び第9条関係）

かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち
県産農産物等輸出商社支援事業（変更）計画書（事業実績書）

1. 申請者概要

申請者名：	代表者役職・氏名：
住所：	
電話番号：	業種：
担当者名：	e-mail：
既存の輸出先（農畜産物）および流通経路	
農林水産物の輸出実績（品目・国別）	
海外における新規販路開拓における自社の強み	
県内産地（生産者）との連携における自社の強み	

2. プロジェクトの内容

※新規販路開拓とは，新たに輸出に取り組む県内産地（新規生産者又は新規品目）との契約による調達先の開拓又は，新たな海外商社等との契約による取引先の開拓（新規輸出先国への販路開拓含む）とする。

<p>(1) 実施プロジェクト名</p> <p>※複数の国を対象に別々の品目で取り組むなど，取組内容が異なる場合は，それぞれをプロジェクトとして別々に作成してください。</p> <p>(ex)米国市場におけるさつまいも（焼き芋）の販路拡大</p>
<p>(2) 対象地域及び品目</p> <p>①対象国</p> <p>(ex)米国</p> <p>②対象品目</p> <p>(ex)さつまいも（焼き芋レトルトパウチ）</p>

(3) 具体的な内容

(ex) 現地の食品卸商社〇〇（既存取引先）の卸先を参集した商談会開催

（米国にて開催。生産者参加）

(ex) 輸入商社〇〇（既存取引先）を通じた新規販路開拓

- ・ 〇〇社の招へい，産地訪問および商談
- ・ 新たな生産者（これまで取引なし）商品の売り込み

(ex) 集荷集約による効率的輸送体系の構築

- ・ リードタイム大幅短縮を図るための米国現地のストック倉庫調達
- ・ 県内産さつまいもを集約した米国向け専用コンテナ輸送の実施

(4) 実施スケジュール

※「(3) 具体的な内容」に記載した内容について実施時期が分かるよう記載してください。

	令和〇年度									
	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月
海外での営業活動										
県内産地への海外バイヤー招へい										
効率的な輸送ルート構築のためのテスト輸送										

(5) 目標とする成果（単年度）

※本プロジェクトの目標として、予定している新規産地あるいは新規販売先の具体的な増加数、成約数や商談実施件数などアウトカムを含め記載してください。また、事業実績書には、本プロジェクトで構築された輸出の商流も記載してください。

【予定している品目，生産者等】

品目名	生産者名（産地名）	輸送方法	輸入業者	販売先

※新規産地あるいは新規販売先に下線を引いてください。

【成果目標】

単位：千円，%

初年目 (年度)	2年目 (年度)			3年目 (年度)		
輸出額 A	輸出目標額 B	増加額 B - A	増加率 B/A×100	輸出目標額 C	増加額 C - A	増加率 C/A×100

※年度毎の輸出見込額を記載してください。

【事業実績書には以下を記載】

品目	前期 (数量・金額)	今期 (見込み含む)
	t / 円	t / 円
	t / 円	t / 円
	t / 円	t / 円
	t / 円	t / 円

(6) 他の補助金等への申請状況※ なし ・ あり ()

(7) GFP (農林水産物・食品輸出プロジェクト) のコミュニティサイトへの登録状況
登録済 ・ 未登録 (登録予定日:)

(8) 事業実施年度プロジェクトの評価及び課題とその対応策等

(ex) 現地商談会にて〇〇を提案し、〇〇の新規取引先を開拓。

- ・ 〇〇の活用が必要

(ex) 輸入商社〇〇に対する新規生産者商品の売り込みによる〇〇の効果

- ・ 今後の取引継続のため、〇〇の検討が必要

(ex) 〇〇による輸送体系の〇〇が課題

- ・ 改善のため、〇〇を実施

別記第3号様式（第3条，第5条及び第9条関係）

（変更）収支予算書（収支精算書）

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額 (精 算 額)	前年度予算額 (予 算 額)	比較増減	備 考
県 補 助 金				
そ の 他				
計				

備考欄には，消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を，同税額がない場合は「該当なし」を，同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

2 支出の部

（単位：円）

プロジェクト名	予 算 額 (精 算 額)	前年度予算額 (予 算 額)	比較増減	備 考
計				

経費の内訳

経費配分内訳

（単位：円）

内容	事業経費	うち補助対象経費
※事業計画書または事業実績書の「(3) 具体的な内容」に沿って記載	※具体的な積算根拠・内訳を記すこと	※事業経費のうち補助対象経費に係る経費を記載
合 計		

別記

第4号様式（第4条関係）

番 号
(元号) 年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

(元号) 年度かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち
県産農産物等輸出商社支援事業補助金交付決定通知書

(元号) 年 月 日付け第 号で申請のあった(元号)年度かごしまの農林水産物輸出
促進ビジョン推進事業のうち県産農産物等輸出商社支援事業補助金については、鹿児島県補助金等交付
規則第4条の規定により下記のとおり交付することに決定しました。

記

- 1 事業に要する経費 金 円
- 2 補助金の額 金 円

別記

第5号様式（第5条関係）

番 号
(元号) 年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

(元号) 年度かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち
県産農産物等輸出商社支援事業補助金変更交付申請書

(元号) 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった(元号)年度かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち県産農産物等輸出商社支援事業を下記のとおり変更したので、鹿児島県補助金等交付規則第7条及びかごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち県産農産物等輸出商社支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円（うち前回までの申請額 金 円）
- 2 計画変更の理由
- 3 関係書類
 - (1) 事業変更計画書
 - (2) 変更収支予算書

(注) 3(1)及び(2)については、それぞれ事業変更計画書（別記第2号様式）及び収支予算書（別記第3号様式）を用いて作成すること。この場合において、変更に係る部分は二段書きとし、変更前のものを括弧書きで上段に記載すること。

別記

第6号様式（第5条関係）

番 号
(元号) 年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

(元号) 年度かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち
県産農産物等輸出商社支援事業補助金変更交付決定通知書

(元号) 年 月 日付け第 号で申請のあった(元号)年度かごしまの農林水産物輸出
促進ビジョン推進事業のうち県産農産物等輸出商社支援事業の変更については、鹿児島県補助金等交付
規則第7条の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

- 1 事業に要する経費 金 円
- 2 補助金の額 金 円
(変更前の補助金の額 金 円)

別記

第7号様式（第7条関係）

番 号
(元号) 年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

(元号) 年度かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち
県産農産物等輸出商社支援事業遂行状況報告書

(元号) 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知があった標記事業について、かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち県産農産物等輸出商社支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、(元号) 年 月 日現在の遂行状況を下記のとおり報告します。

記

プロジェクト名	事業費計	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

- ※ 「プロジェクト名」の欄には、実施計画に記載された事項について記載すること。
- ※ 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。その際には必要に応じて遂行状況がわかる資料を添付すること。

別記

第8号様式（第8条関係）

番 号
(元号) 年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

(元号) 年度かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち
県産農産物等輸出商社支援事業交付決定前着手届

かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち県産農産物等輸出商社支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり条件を了承の上、事業を交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 2 実施事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

取組内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

注1：「取組内容」欄は、実施計画に記載されたプロジェクト名を記載すること。

注2：「事業費」欄は、総事業費（税込）とする。

別記

第9号様式（第9条関係）

番 号
(元号) 年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

(元号) 年度かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち
県産農産物等輸出商社支援事業補助金実績報告書

(元号) 年 月 日付け第 号の交付決定通知に基づきかごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち県産農産物等輸出商社支援事業を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第13条及びかごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち県産農産物等輸出商社支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えてその実績を報告します。

記

関係書類

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3 添付書類

別記

第 10 号様式（第 9 条関係）

番 号
(元号) 年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

(元号) 年度かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち
県産農産物等輸出商社支援事業補助金消費税仕入れ控除税額報告書

(元号) 年 月 日付け第 号で交付決定のあった標記事業について、かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち県産農産物等輸出商社支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付確定額 金 円
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入れ控除税額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入れ控除税額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額） 金 円
- 5 当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。
- 6 当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」（付表 2）の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）

別記

第 11 号様式（第 10 条関係）

番 号
(元号) 年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

(元号) 年度かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち
県産農産物等輸出商社支援事業補助金交付確定通知書

(元号) 年 月 日付け第 号で実績報告のあった (元号) 年度かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち県産農産物等輸出商社支援事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第 14 条の規定により、下記のとおり確定しました。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 事業に要した経費 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

別記

第 12 号様式 (第 11 条関係)

番 号
(元号) 年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

(元号) 年度かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち
県産農産物等輸出商社支援事業補助金交付請求書

(元号) 年 月 日付け 第 号の交付決定(確定)通知書に基づく(元号) 年度かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち県産農産物等輸出商社支援事業補助金を交付くださるよう鹿児島県補助金等交付規則第 16 条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

交付決定額	前回までの交付額	今回請求額	未請求額
円	円	円	円

預金口座番号
(金融機関名)

本・支店 当座 普通 号

(フリガナ)
口座名義人

別記

第 13 号様式（第 11 条関係）

番 号
(元号) 年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

(元号) 年度かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち
県産農産物等輸出商社支援事業補助金概算払申請書

(元号) 年 月 日付け第 号で交付決定のあった、かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち県産農産物等輸出商社支援事業補助金を鹿児島県補助金等交付規則第 16 条及びかごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち県産農産物等輸出商社支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり概算払くださるよう補助金交付請求書及び関係書類を添えて申請します。

記

1 概算払申請額 金 円
(交付決定額 金 円)

2 概算払を必要とする理由

3 関係書類